

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

とちぎ産業成長投資促進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県

3 地域再生計画の区域

栃木県の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

【立地環境・地域資源】

本県は、東京から60kmから160kmに位置しており、産業活動の基盤となる土地や水資源に恵まれている。また、東京圏への近接性・物流の利便性を生かしつつ、土地や拠点コストが抑えられる立地の優位性がある。さらに、日光・那須などの観光地、優れた歴史と文化のほか、農産物や伝統工芸品など多様な地域資源を有している。

【人口】

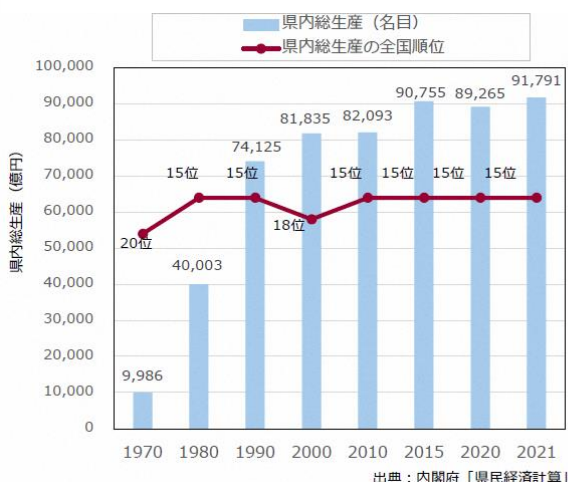
本県の人口は、2005年の約201万8千人をピークに減少が続いており、直近の国勢調査（2020年実施）では193万3千人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると、現状のペースでは、2060年には130万人程度に減少すると予測されている。

【産業・雇用】

本県は、1960年代からの積極的な工業化政策による第2次産業の成長に伴い、全国有数の「ものづくり県」として発展を遂げ、近年、県内総生産は9兆円前後で推移している。【図表1】

企業の規模別内訳では、全体の99.9%が中小企業・小規模事業者であり、従業者総数に占める従業者数の割合は全体の86.2%であるなど、本県の雇用を支える重要な役割を果たしているがその数は減少傾向にある。【図表2】

【図表1】 栃木県の県内総生産（名目）と全国順位の推移



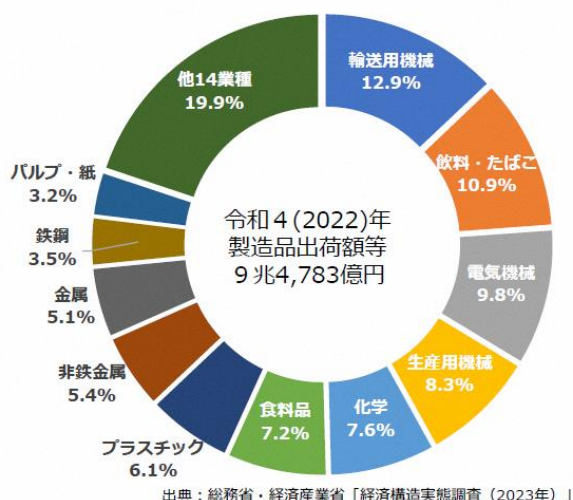
【図表2】 栃木県の規模別企業数及び中小企業従業者割合の推移



製造品出荷額等は、コロナ禍に減少したものの、現在は回復基調にあり、2022年は9兆4,783億円となり、製造品出荷額等に占める各産業の割合を見ると、過度に一つの産業に依存しないバランスがとれた産業構成となっている。【図表3】

サービス産業の売上高は、2022年は10兆円に迫っており、サービス産業の事業所数は、「卸売業、小売業」や「宿泊業、飲食サービス業」等で減少する一方、「電気・ガス・熱供給・水道業」や「医療、福祉」等で増加している。【図表4】

【図表3】 栃木県の製造品出荷額等に占める各産業の割合



【図表4】 栃木県のサービス産業の事業所数

栃木県のサービス産業の売上高 2022年：99,970億円

産業分類	2016	2021	増減数	増減率
電気・ガス・熱供給・水道業	86	258	172	200.0
情報通信業	485	519	34	7.0
運輸業、郵便業	2,093	2,115	22	1.1
卸売業、小売業	21,883	19,573	▲2,310	▲10.6
金融業、保険業	1,283	1,224	▲59	▲4.6
不動産業、物品賃貸業	4,886	4,783	▲103	▲2.1
学術研究、専門・技術サービス業	3,092	3,170	78	2.5
宿泊業、飲食サービス業	10,708	9,129	▲1,579	▲14.7
生活関連サービス業、娯楽業	8,132	7,388	▲744	▲9.1
教育、学習支援業	2,682	3,296	614	22.9
医療、福祉	6,072	6,718	646	10.6
複合サービス事業	493	463	▲30	▲6.1
サービス業(他に分類されないもの)	5,048	5,118	70	1.4
計	66,943	63,754	▲3,189	▲4.8

出典：総務省・経済産業省「経済センサス活動調査(2021年)」

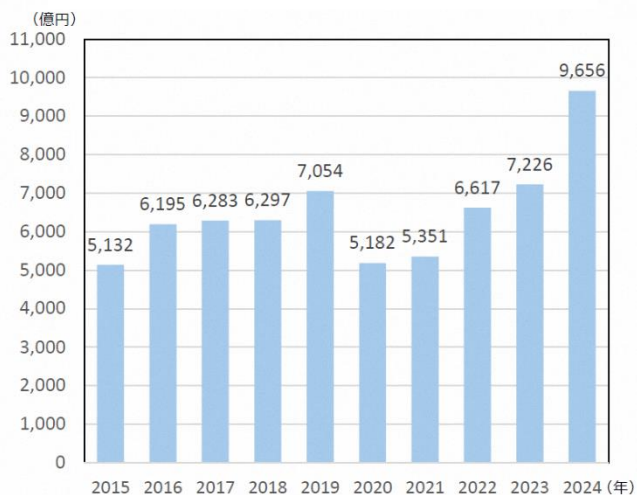
本県の工場立地状況は、2024年の立地面積が35ha（全国18位）、立地件数は20件（全国15位）となっている。【図表5】

観光消費額については、コロナ禍の影響により2020年に大きく減少したが、2024年には過去最高となる9,656億円となり、観光客入込数は2024年にはコロナ前の9割程度まで回復し観光客宿泊数はコロナ前を上回り、外国人宿泊数は過去最高となった。【図表6】

【図表5】 栃木県の企業立地面積及び件数の推移



【図表6】 栃木県の観光消費額の推移

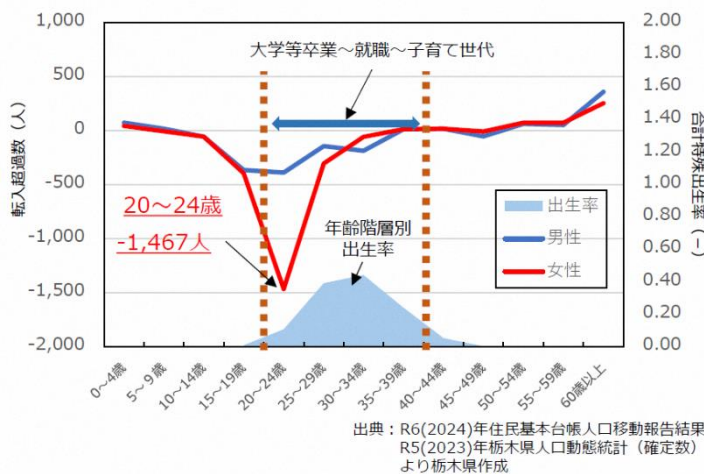


出典：観光庁「共通基準による全国観光入込客統計」

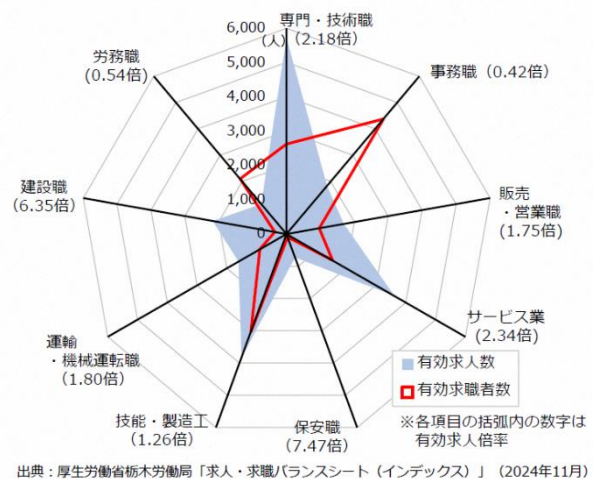
生産年齢人口については、男女共に10代後半から30代前半までの若年層の転出超過が多く、特に女性の転出超過が多い。転出先としては、東京圏が中心となっており、就職等を契機としたものと考えられ、2021年の県内事業所の従業者数は約93万人となっている。【図表7】

職業別求人・求職状況では、事務職や労務職で求人数を上回る求職者数となる一方、専門・技術職、サービス職、建設職等では求人数を下回る求職者数となるなど雇用のミスマッチが生じている。【図表8】

【図表7】 本県の5歳階級別、男女別転入超過数
(令和6(2024)年日本人)



【図表8】 栃木県の職業別求人・求職状況



4-2 地域の課題

【本県産業の成長・発展】

今後、生産年齢人口の減少により、各分野において労働力不足の深刻化が見込まれる。このような中、製造業やサービス産業など、本県産業の競争力を高めていくためには、AI等の新技術の積極的な導入・活用による生産性の向上や、新たな付加価値の創出が求められる。

また、世界情勢が急激に変化する中、今後、市場の成長が期待できる産業や経済安全保障上、安定供給が必要な産業に注目が集まっており、カーボンニュートラルやデジタル社会の実現に向けて影響の大きい半導体・蓄電池産業などの新たな産業の集積等を図っていくことが求められる。

【観光立県の実現】

訪日外国人旅行者数の増加が見込まれる中、本県への誘客を促進し、滞在日数の長期化や富裕層の受入態勢強化等により観光客一人当たりの消費額の増加を図っていくことが求められる。

また、現在、本県の観光消費の大宗を占める国内観光客については、人口減少により長期的には市場規模の縮小が予想される中においても、本県観光産業の安定的な発展に向け、国内誘客のより一層の促進が求められる。

【攻めと守りの海外展開】

アジア、米国、欧州地域など諸外国との経済連携の進展により、これまで以上に県内企業が海外展開に踏み出すビジネスチャンスが広がることを見込まれるため、とちぎの強みである製造業において生産された製品や日本酒などの県産品の輸出、生産や販売・サービス等の海外展開への戦略的な取組がより一層求められている。

【人材獲得競争に立ち向かう包括的な支援】

生産年齢人口の減少などに伴い、労働力不足が深刻化し、県内企業の人材獲得競争が更に激化することが見込まれる中、本県の給与水準は全国平均と比較して低く、東京圏との近接性からも労働者が他都県に流出するリスクが高い状況にある。このため、リスクリング等の推進により、企業が求める知識・技能を持った人材の育成、賃上げを中心とした処遇改善や採用活動の強化に向けた支援、女性や高齢者の労働参加への支援、UIJターンの促進等の取組が一層求められる。

一方、日本での就労を希望する外国人は今後も増加することが見込まれる。このため、企業と労働者のマッチング支援や外国人が働きやすい職場環境の整備促進等に加え、海外向けの情報発信や留学生向けの説明会などにより、外国人の円滑な就労を支援することも必要である。

4-3 目標

【概要】

4-2に記載した課題に対応するために、県内における民間事業者の製造品出荷額等及び経常利益額の増加を目的とした設備投資に対する支援を行うとともに、企業誘致を推進することにより、下記の数値目標の達成を目指す。

本県の経済・雇用をけん引する産業の創出・強化、中小企業の経営基盤の強化と持続的発展を支援することで、本県産業の持続的な発展を目指していく。

【数値目標】

K P I	製造品出荷額等 (億円)	経常利益額 (百万円)	企業立地件数 (件)	基準年月
申請時	98,895 (2023年度の実績)	236,998 (2023年度の実績)	0	2026年3月
2026年度	108,065	279,658	34	2027年3月
2027年度	111,307	293,878	34	2028年3月
2028年度	114,646	308,098	34	2029年3月
2029年度	118,085	322,318	34	2030年3月
2030年度	121,628	336,538	34	2031年3月
2031年度	125,277	350,758	34	2032年3月
2032年度	129,035	364,978	34	2033年3月
2033年度	132,906	379,198	34	2034年3月
2034年度	136,893	393,418	34	2035年3月
2035年度	141,000	407,638	34	2036年3月
累計	1,238,842	3,436,480	340	

※ 製造品出荷額等については、「経済構造実態調査（経済産業省）」により把握する。

※ 経常利益額については、「企業活動基本調査（経済産業省）」により把握する。

※ 企業立地件数については、「工場立地動向調査（経済産業省）」により把握する。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

4-3に掲げる取組の目標達成を目的として、5-2(3)に該当する事業を実施する事業者に対して必要な資金を貸し付ける事業を実施する。

また、本県の産業振興等を目的とした5-3に掲げる4つの基本戦略「とちぎの産業を担う人材の確保・育成・定着」、「とちぎの経済・雇用をけん引する産業の創出・強化」、「中小企業の経営基盤の強化と持続的発展」、「人や企業が集うとちぎの魅力向上・発信」と、分野横断的な3つのプロジェクト「産業DX加速化プロジェクト」、「GX産業構造推進プロジェクト」、「女性から選ばれとちぎ実現プロジェクト」を実施する。

上記事業の実施により、とちぎの強みを生かしながら、本県産業の高付加価値化や技術革新を促進する。また、地域の特性や資源を生かしたとちぎならではの魅力を発信し、人や企業を呼び込むことで、本県産業の持続的な発展を目指す。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の番号及び名称

- 地域再生支援利子補給金（内閣府）：【A2004】

(2) 地域再生計画の目標を達成するために行う事業の内容

本計画の趣旨と合致する事業を行う事業者に対して、内閣総理大臣の指定を受けた金融機関が必要な資金を貸し付ける事業とする。

また、本計画の趣旨と合致する事業のうち、以下の(3)に該当すると認められる事業に係る貸付については地域再生支援利子補給金の支給対象とする。

(3) 地方創生支援利子補給金交付要綱【別表1】で規定する事業の種別等

- ① 企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業
- ② 企業その他の事業者が行う新技術の研究開発及びその成果の企業化等の事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業
- ③ 歴史上若しくは芸術上価値の高い建造物として文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定による指定を受けたもの又は歴史的な建造物としてその他の法令の規定による指定を受けたものの活用又は整備を行う事業
- ④ 国の行政機関等（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第二条第二項に規定する国の行政機関等をいう。）又は地方公共団体（国及び地方公共団体の出資又は拠出に係る法人を含む。）が実施する事業（当該事業に係る資産を含む。）を譲り受けて行う事業
※PFI関係法令等に基づき本計画期間を超えて実施する事業は対象外とする。
- ⑤ 地域経済の振興を図るために行われる流通の基盤を総合的に整備する事業
- ⑥ 地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好

な環境の創出を含む。)に係る事業

(4) 地域再生支援利子補給金の受給が見込まれる金融機関

地域再生法施行規則第5条に規定する金融機関に該当するもののうち、次の金融機関

- ・みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、山形銀行、群馬銀行、足利銀行、常陽銀行、筑波銀行、福島銀行、大東銀行、東和銀行、栃木銀行
- ・白河信用金庫、桐生信用金庫、足利小山信用金庫、栃木信用金庫、鹿沼相互信用金庫、佐野信用金庫、大田原信用金庫、烏山信用金庫、結城信用金庫
- ・真岡信用組合、那須信用組合、横浜幸銀信用組合
- ・商工組合中央金庫
- ・日本政策投資銀行

(5) 地域再生支援利子補給金の支給を受けて実施される地域再生に資する事業の経済的社会的効果等

地域再生支援利子補給金の活用事業数を年間10件、1件あたりの雇用創出数を10人と想定し、以下の経済的社会的効果等の発生を見込むものである。

- 利子補給対象事業の実施に伴う製造品出荷額等の増加額 年間44億円

※ 本県の従業員（製造業）1人あたりの売上 4,355万円
10件×10人×4,355万円=43億5,500万円

出典：総務省「令和3年経済センサス活動調査」

- 利子補給対象事業の実施に伴う経常利益額の増加額 年間1億4千万円
※ 1年当たりの経常利益額増加目標である142億2千万円の約1%
- 利子補給対象事業により新たに立地される企業件数 年間1件
※ 1年当たりの企業立地件数目標である34件の約3%

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置 該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) とちぎの産業を担う人材の確保・育成・定着

① 概要

- ・産業の担い手となる人材の確保・定着
- ・企業の成長を支える人材の育成
- ・ワークイノベーションの推進
- ・若年層の県内企業への理解促進

② 事業実施主体

栃木県

- ③ 事業実施期間
2026年4月1日から2031年3月31日まで
- (2) とちぎの経済・雇用をけん引する産業の創出・強化
- ① 概要
- ・戦略産業等の強化
 - ・新たな成長産業の振興
 - ・産学官金連携によるイノベーションの加速化
 - ・スタートアップ企業支援
 - ・海外展開支援
- ② 事業実施主体
栃木県
- ③ 事業実施期間
2026年4月1日から2031年3月31日まで
- (3) 中小企業の経営基盤の強化と持続的発展
- ① 概要
- ・中小企業・小規模事業者の経営力向上と企業変革への支援
 - ・地場産業の振興
 - ・産業支援機関の機能強化
- ② 事業実施主体
栃木県
- ③ 事業実施期間
2026年4月1日から2031年3月31日まで
- (4) 人や企業が集うとちぎの魅力向上・発信
- ① 概要
- ・持続可能な観光地づくりの推進
 - ・国内外からの誘客促進
 - ・本県の強みを生かした戦略的企業誘致の推進
 - ・地域資源の磨き上げや県産品のブランド価値創出の促進
- ② 事業実施主体
栃木県
- ③ 事業実施期間
2026年4月1日から2031年3月31日まで
- (5) 産業DX加速化プロジェクト
- ① 概要
- ・本県産業の生産性向上に向けた更なるデジタル化の推進
 - ・企業のデジタル化を支える人材育成等への支援
 - ・県内関係機関との連携
- ② 事業実施主体
栃木県
- ③ 事業実施期間
2026年4月1日から2031年3月31日まで
- (6) GX産業構造推進プロジェクト
- ① 概要

- ・脱炭素化等の機運醸成・環境整備
- ・新たな技術開発等への支援
- ・大学等と連携した新産業の創出・育成
- ・企業誘致・定着の強化

② 事業実施主体

栃木県

③ 事業実施期間

2026年4月1日から2031年3月31日まで

(7) 女性から選ばれるとちぎ実現プロジェクト

① 概要

- ・とちぎに女性が希望する仕事をつくる政策の推進
- ・とちぎで働く女性を呼び込み、支える連携政策の推進

② 事業実施主体

栃木県

③ 事業実施期間

2026年4月1日から2031年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和18年（2036年）3月31日まで

（地域再生支援利子補給金の支給期間（5年間）を含めた期間であり、利子補給対象融資の実行期間は、地域再生計画の認定の日から令和13年（2031年）4月1日までとする。）

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4-3に掲げる数値目標の達成状況を確認するため、本県が毎年度8月頃に各指標の集計を行うとともに、次期プラン評価会議（仮称）にて検証を行い、その達成状況を評価し、改善すべき事項の検討を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-3に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

目標の達成状況については、検証後速やかに栃木県のホームページ上で公表する。